

東久留米市立図書館地域資料収集基準

(目的)

地域資料は、その地域の公共図書館が収集しなければ散逸してしまう可能性が高いため、東久留米市立図書館として資料や情報を継続して収集、整理、保存していく必要がある。

この基準は、地域資料の収集について、必要な事項を定めることを目的とする。

(地域資料の地理的範囲)

東久留米市域（市制施行以前の当該地域を含む）及び多摩地域、東京都、隣接県（旧武蔵国のうち埼玉県、神奈川県の一部）を地理的範囲とする。なお、地域間交流先である群馬県高崎市榛名地域も含むものとする。

(収集基準)

1 （東久留米の郷土資料）

東久留米市域に関する資料については網羅的に収集することを原則とする。

- ・東久留米の歴史、文化、地理、地誌、自然、産業等に関する資料
- ・東久留米に伝来する事柄（民話、伝記、ことば、風俗、習慣等）を取り扱った資料
- ・東久留米を舞台とする作品
- ・東久留米について記述のある資料
- ・東久留米市内の学校が発行した資料
- ・その他東久留米市域に関するもので、収集が必要と判断される資料

なお、行政資料のうち、上記の内容に該当する資料は地域資料として収集する。

2 （東久留米市の行政資料）

東久留米市が刊行した行政資料は網羅的に収集する。

東久留米市を構成員とする団体が刊行した資料は積極的に収集する。

3 （隣接地域の資料）

多摩地域、東京都、隣接県及び群馬県高崎市榛名地域に関する資料は、選択的に収集する。

- ・当該自治体等が発行した資料
- ・東久留米市の歴史、文化、産業、行政等と関連がある隣接地域についての資料
- ・群馬県高崎市榛名地域についての資料
- ・その他主要な資料

(資料の種類)

- ・図書
- ・新聞
- ・雑誌
- ・地図
- ・パンフレット、リーフレット、チラシ、ポスター

- ・その他の形態の資料（写真・音声資料・映像資料・地域限定品等）

（留意事項）

図書館で管理・保存することが可能なものを収集する。

印刷刊行資料を中心に収集し、古文書等の原資料については収集の対象としない。

博物資料は収集しないが、必要に応じて郷土資料室と協議し、収集の対象とする。

（保存）

東久留米市域の地域資料は原則として複本で収集し、1部を永年保存する。また、特に劣化しやすい資料については保存方法に留意する。

付 則

この基準は、令和3年4月1日より施行する。